

規 則

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 5 月 22 日

埼玉県公安委員会委員長 松 本 輝 夫

埼玉県公安委員会規則第 7 号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 に次のように加える。

| | |
|----------------|--------------------------------------|
| 343 東関東自動車道水戸線 | 三郷市鷹野 3 丁目から 三郷市高州 4 丁目 79 番 6 まで |
|----------------|--------------------------------------|

附 則

この規則は、平成30年 6 月 2 日から施行する。